



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



朝晩は冬の寒さになってきました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

紅葉が見頃ですね。街を歩いていても、きれいな紅葉が目に入ってきます。私は腰痛でたまに治療を受けに行っているのですが、「歩く」ように言われています。外に出るのも気持ちの良い季節ですので、紅葉鑑賞も兼ねて、たくさん歩こうと思います。



～パート・アルバイト 時給相場～

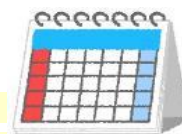
職種	平均値	最頻値	調査対象地域
清掃作業員	1,021	1,000	大阪市内
	981	900	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2020年4月～2021年3月

データ数：478,038件

★11月のお仕事カレンダー



11/10	● 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
11/15	● 所得税予定納税額の減額申請期限(第2期分のみ)
11/30	● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 9月決算法人の確定申告と納税・2022年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 所得税予定納税額の納付(第2期分)

★トピックス★



～複数の仕事をする高齢者に、雇用保険の特例が始まります～

65歳以上の労働者について、1ヶ所の勤務だけでは労働時間が足りず、雇用保険に加入できない場合であっても、複数の勤務を合計して週20時間以上になるときは、雇用保険に加入できるようになります。

次の要件を満たす人は、加入の要件は、本人の申出により、高年齢被保険者(マルチ高年齢被保険者)として、雇用保険に加入できるようになります。

①複数の事業所(雇用保険に加入している事業所)に雇用される65歳以上の者。

②1つの事業所における1週間の所定労働時間が20時間未満であること。

③複数の事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上のものに限る)における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上であること。

基本的な手続きの流れとしては、通常、雇用保険の被保険者資格の取得・喪失手続きは事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続きを行う必要があります。

事業主は、本人からの依頼に基づき、手続きに必要な証明(雇用の事実や所定労働時間など)を行う必要があります。

有給休暇を拒否し続けるのは違法？

Q. 年次有給休暇を取りたいと言われますが、当社はギリギリの人数で回しているため休暇を与えるような余裕はありません。しかたがないと考えていてよいでしょうか。

A. 業務が忙しいというだけでは拒否することはできませんし、拒否できたとしても別の日に与える必要があります。また、年 5 日分の時季指定義務もあるため、ずっと年休を与えないという対応は違法となります。

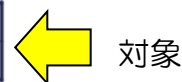
年次有給休暇（以下「年休」といいます）は原則として、労働者が請求する時季に与えることとされています。ただし、「事業の正常な運営を妨げる場合」は、他の時季に与えることができます。これを「時季変更権」といいます。ただし、過去の裁判例を見ると、多くの場合、単に繁忙期だという程度では、この変更権は認められていません。繁忙期であっても、代替勤務者の確保などの努力をする必要があるからです。

ケースバイケースではありますが、繁忙期に年休の取得希望が重なり、予備人員で対応できなかったケースでは時季変更権が認められた事例もあります。ただ実際には、別の日に変えてもらえないか？と協力を求める程度が無難です。

平成 31 年 4 月より、年休の時季指定義務が始まっています。通常、年休は労働者からの請求によって取得させるものですが、請求しない人が多いのも現状です。そのため、労働者から請求がなかったとしても、年休のうち 5 日については会社側から時季を指定して与えるよう義務化されました。この 5 日は、年休を付与した日から 1 年以内に取得させる必要があります。これは使用者の義務であり、労働者ごとに時季も指定したうえで必ず取得させなければなりません。なお、できる限り労働者の希望に沿って時季を指定することとされています。

使用者から時季指定する必要があるのは、年休の付与日数が年 10 日以上労働者です。正社員やフルタイムの契約社員などはもちろん、比例付与となるパートタイマーであっても、勤続年数が数年経過することで、付与日数が年 10 日以上となることがありますので、注意が必要です。ただし、あくまでに「その年の付与日数が 10 日以上」の人が対象であり、繰り越した日数を合わせて 10 日以上ということではありません。なお、管理監督者についても時季指定の対象になっていますので、この点も忘れないようにしましょう。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	付与日数	継続勤務年数					
			6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日



対象

(※) 表中太枠で囲った部分に該当する労働者は、2019年4月から義務付けられる「年5日の年次有給休暇の確実な取得」(P5～P10参照)の対象となります。

年 5 日取得義務の法律が施行されて以降、労働基準監督署の調査等でも、有給休暇の管理について必ず確認するようになりました。労働者ごとに年休管理簿を作成していくこと、3年間保存することも義務となっています。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

